

新型コロナウイルスに対する本校の対応【5類感染症への移行後】

学校保健安全法施行規則の一部改正を踏まえ、5月8日以降は次のように対応させていただきますので、ご協力よろしくお願ひします。

1.登校前

- ・毎朝、家庭で検温、症状の有無を確認し登校するようお願ひします。
- ・発熱や咳、咽頭痛等の風邪症状がある場合は、かかりつけ医を受診してください。

2.登校後

- ・発熱、咳など風邪症状がみられる場合は、学校から保護者に連絡のうえ、お子さまを帰宅させますのでご了承ください。
- ・体調の異変を感じたときは無理をせず、保健室に行くようにしましょう。
- ・①石鹸での手洗い、②密を避ける、③咳エチケット、④換気・掃除の徹底をし、清潔で健康な生活を保ちましょう。
- ・マスクの着用については、基本的には本人の判断で着用します。ただし、以下の場合には感染拡大防止のため、マスクの着用を推奨します。
 - 登下校時に混雑した電車やバスに乗車する、また、医療機関を受診する際
 - 感染リスクが比較的高い学習活動(対面形式となるグループ活動、一斉に大きな声で話す活動)を実施する際

3.換気～授業時及び授業後に行います。

4.消毒～エントランスホール、各階中央ホール、トイレ前にアルコール消毒液を配置しています。

5.昼休み～食事前の手洗い・換気を徹底し、大声での会話は控えて食事をするようにしてください。

6.ごみの処理について

- ・感染症予防のため、ごみの持ち帰りをお願いしています。
- ・各クラスの掃除で出たごみは、新聞紙に包んで、掃除の時間帯にごみ小屋へ捨ててに行っています。なお、掃除の時間帯は、ごみ小屋にて、個人のごみも自分で分別して捨てる事が出来ます。教室にごみをためないようにしましょう。

7.ご家庭での予防対策について～下校後、帰宅した際などは入念な手洗い・うがい等を徹底してください。

8.新型コロナウイルス関連の出席停止について

	5類移行後(5月8日～)	これまで
●お子さまの感染が判明したら	発症した後5日を経過、且つ症状が軽快した後1日を経過するまで ※①発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算する ※②「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、且つ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す	治癒するまで
●発熱や咳、咽頭痛等の風邪症状がある場合	欠時、及び欠席となります ※但し、後日感染が判明した場合は、遡って出席停止扱いとします	出席停止
●コロナワクチン接種及び接種後の体調不良によるお休み	欠時、及び欠席となります	出席停止

※感染による出席停止後、発症から10日を経過するまではマスクの着用が推奨されています。

※(濃厚接触者)の扱いは無くなります。

※参考:インフルエンザによる出席停止期間(発症後5日、且つ解熱した日の翌日から起算し、2日を経過するまで)

何かご心配なことがありましたら、学校へお問い合わせください。 023(641)4115・4116

なお、出席停止になる場合は本校所定の出席停止報告書を提出してください。必要時に担任より配付。また、本校ホームページ及びBLENDよりダウンロード可。

○本校ホームページ → 保護者の皆様へ → 感染症による出席停止について
○BLEND → リンク集 → リンク一覧 → 保健支援室 → 出席停止報告書